

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成29年1月4日

山梨県消防長会
消防救助技術関東地区指導会実行委員会 委員長

1 業務名

「第46回消防救助技術関東地区指導会」記念品製作・販売等業務

2 業務概要

平成29年度に山梨県（陸上の部）及び静岡県（水上の部）において開催される第46回消防救助技術関東地区指導会（以下「関東地区指導会」という。）は、関東地区各都県消防本部の消防職員が平素鍛えた消防救助技術の成果を披露するとともに、各都県相互間の防災連帯意識の高揚を図り、併せて第46回全国消防救助技術大会への出場者の選考を兼ねるものである。

関東地区指導会の開催にあたり、公認ロゴマークを作成するとともに、記念品等の製作、販売等を行い、県内外に効果的に情報発信していくため、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から平成29年9月30日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (5) 平成24年度以降に、全国消防救助技術大会、消防救助技術地区指導会、消防団操法大会など、消防に関連する事業における記念品等の製作、販売の業務実績があること。

5 参加手続等

- (1) 「第46回消防救助技術関東地区指導会」記念品製作・販売等業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は、甲府地区広域行政事務組合消防本部ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出先、提出期限及び提出方法については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

山梨県消防長会 消防救助技術関東地区指導会実行委員会事務局

（甲府地区広域行政事務組合消防本部 総務課内）

〒400-0856 山梨県甲府市伊勢三丁目8番23号

TEL : 055-222-1209（直通）

FAX : 055-222-7583

メールアドレス : yama-kanto@kfd.or.jp